

第3章 農薬の適正使用について

第3章 農薬の適正使用について

- ① 最近の農薬不適正使用事例
- ② 農薬の適正使用

① 最近の農薬不適正使用事例

このような報道を耳にしたことありませんか？

とある産地が出荷した「しゅんぎく」の一部から、食品衛生法で定められた残留基準値の180倍と大幅に超過する農薬成分が検出された。

卸売業者らは、該当産地から全国に出荷された商品の自主回収をすすめている。

市は「絶対に食べないように」と呼びかけた。

原因は？

当該産地のとある個人農家は、自身で栽培する「たまねぎ」で使用した農薬を誤って「しゅんぎく」に使用してしまった。

原因は農薬の誤った使用によるもの。

これにより、消費者の健康被害を生む可能性があるほか、一人による農薬不適正使用から、産地全体の安全安心を揺るがす事態となる。

そのほかにも…

トマトに適用のある農薬をミニトマトに散布したが、実はミニトマトには適用がなかった。

非農耕地用の除草剤を間違えて農耕地で使用してしまった。

どれも、使用前にラベルをよく確認しておけば防ぐことができた事例。
少しの不注意で、大きな問題となる可能性があるので、
適正な農薬使用を徹底すること！！

農薬使用チェックシート

1 農薬使用前には農薬ラベルと使用記録簿を確認しましょう！

- 農薬を使用する農作物は、ラベルに記載されていますか
- 農薬の使用量（希釈倍数）は、ラベルに記載されている範囲ですか
- 農作物の収穫予定日までの日数は、ラベルに記載されている使用時期（収穫〇日前）以上の日数が確保されていますか
- 農薬の使用回数は、ラベルに記載されている使用回数（本剤の使用回数及び〇〇を含む農薬の総使用回数）以内ですか
- 使用する農薬は、ラベルに記載されている最終有効年月以内ですか
- ラベルに記載されている適用病害虫の範囲及び使用方法となっていますか
- ラベルに記載されている注意事項を守っていますか
- 購入した種苗に農薬が使用されているかどうか確認しましたか

2 農薬使用後には使用記録簿に記録をしましょう！

- 農薬を使用した場所を記載しましたか
- 農薬を使用した農作物を記載しましたか
- 農薬を使用した年月日を記載しましたか
- 使用した全ての農薬について、種類ごとに記載しましたか
- 使用した農薬の量（希釈倍数）を記載しましたか
- 使用した農薬の回数を記載しましたか
- 使用した農薬に含まれる有効成分の使用は、当該作物に対して何回目の使用に当たるのかを記載しましたか

3 農作物の収穫前には使用記録簿を確認しましょう！

- 使用した農薬は、収穫する農作物に使用できる農薬でしたか
- 農薬の使用量（希釈倍数）は、ラベルに記載されている範囲でしたか
- 農薬を使用した日から、農薬の使用時期（収穫〇日前）以上の日数が経過していますか
- 農薬の使用回数は、ラベルに記載されている使用回数（本剤の使用回数及び〇〇を含む農薬の総使用回数）以内でしたか

【このチェックシートは農林水産省ホームページに掲載されているので、農薬使用時は各自で点検しましょう！！】

全国の人に対する事故

件(人)

区分		R3年度	R4年度	R5年度
死亡	農薬の使用中	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	誤用	0 (0)	1 (1)	0 (0)
	その他・原因不明	0 (0)	3 (3)	0 (0)
	小計	0 (0)	4 (4)	0 (0)
中毒	農薬の使用中	8 (16)	8 (23)	5 (12)
	誤用	6 (6)	3 (3)	10 (10)
	その他・原因不明	5 (5)	3 (3)	5 (31)
	小計	19 (27)	14 (29)	20 (53)
計		19 (27)	18 (33)	20 (53)

(注)

- ・集計した事故には、自他殺は含まない。
- ・区分欄の「農薬の使用中」は、次ページ(1)～(6)が該当。
- ・区分欄の「誤用」は、次ページ(7)～(8)が該当。

全国の人に対する事故（原因別）

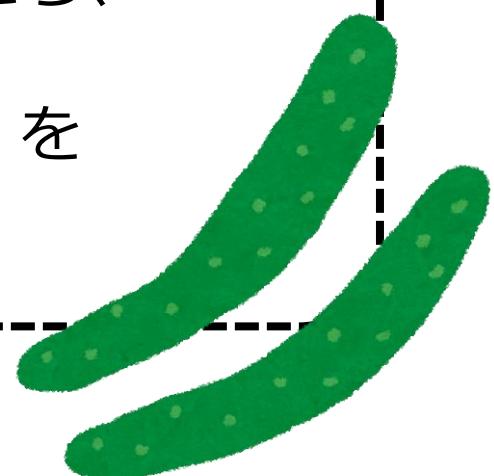
件（人）

原因	R 3年度	R 4年度	R 5年度
(1)マスク、メガネ、服装等の装備が不十分	2 (2)	4 (5)	1 (1)
(2)強風中や風下での散布等、自らの不注意により本人が暴露	1 (1)	1 (1)	0 (0)
(3)長時間や高温時の作業、不健康状態での散布	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(4)防除器具の故障、操作ミス、整備不良等による農薬のドリフトや流出	2 (2)	0 (0)	0 (0)
(5)ドリフト防止対策の未実施等による農薬のドリフトや流出	0 (0)	1 (1)	0 (0)
(6)被覆が不十分であった等、農薬使用後の作業管理の不良	3 (11)	2 (16)	4(11)
(7)保管管理不良等による誤飲誤食	6 (6)	4 (4)	9 (9)
(8)運搬中における容器の転落・転倒等の容器破損	0 (0)	0 (0)	1 (1)
(9)その他	2 (2)	1 (1)	0 (0)
(10)原因不明	3 (3)	5 (5)	5 (31)
計	19 (27)	18 (33)	20 (53)

大阪府であった事例

事例. 1

A氏が栽培した「きゅうり」の農薬残留分析を実施したところ、残留基準値を超過する量の農薬成分「 α 」が検出された。農薬使用履歴を確認したところ、この「きゅうり」に「 α 」を含む農薬は使用していなかった。



使用していないはずの農薬成分がなぜ検出されたのでしょうか？

原因

- ◆A氏は「きゅうり」には「 α 」を含む農薬は使用していなかった。
- ◆別の場で栽培する、「トマト」に「 α 」を含む農薬を使用した。
- ◆その後、同じタンクを用いて「きゅうり」の防除を行った。

⇒「トマト」への農薬散布後、タンクの洗浄が十分でなく、農薬成分「 α 」がタンク内に残存しており、次に使用した「きゅうり」へ付着したものと考えられる。



対策

農薬散布後は、タンクや散布機の洗浄を徹底する。



参考

- ◆平成18年に食品衛生法に基づく残留農薬のポジティブリスト制度が施行。
- ◆残留基準値の設定がない農薬成分は、一律基準となる「0.01ppm」が残留基準。
- ◆0.01ppmは、極微量でも超過する濃度であるため、わずかのタンク内への農薬成分の残存や、風等による飛散（ドリフト）には、注意を徹底する必要があります。

ppmは100万分の1の単位で、0.01ppmは%に換算すると、0.000001%になります。
25mプール（幅12m深さ1m）に塩ひとつまみ（3g）を入れた濃度が0.01ppm

その他の事例

内容	対策
<p>農薬散布履歴を確認していたところ、1回しか使用できない農薬を2回使用していたことが判明。</p>	<p>使用前には必ずラベルを確認する。</p>
<p>さやいんげんから残留基準値未満であったが、登録のない農薬成分が検出された。 さやいんげんには当該農薬は使用していなかったが、隣接するうもろこしに使用したものからの飛散したものと考えられた。</p>	<p>飛散防止対策を講じる。 隣接作物にも登録のある農薬を使用する。</p>
<p>うめに適用のない農薬成分が検出された。 生産者はうめに当該農薬を使用していなかったが、隣接する植木の管理を委託した防除業者が、当該農薬を使用していたことから、飛散が原因と考えられる。</p>	<p>隣接する庭木等についても、使用する農薬には注意し、防除業者に依頼する際も、飛散防止対策を講じてもらうことや、うめに適用のある農薬を使用してもらう。</p>
<p>しゅんぎくに適用のない農薬成分が検出された。 しゅんぎくに農薬は使用していなかったが、前作の小松菜において使用していたため、前作で使用した農薬の残留と考えられる。</p>	<p>粒剤は土壌中に残留することもあるので注意する。 特に栽培期間の短い軟弱野菜等は、次作への影響を考慮して農薬を選定する。</p>

② 農薬の適正使用

農薬使用者の責務

(農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令)

- 農作物等に害を及ぼさないようにすること。
- 人畜に被害が生じないようにすること。
- 農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害が生じないようにすること。
- 農地等において栽培される農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害が生じないようにすること。
- 生活環境動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとならないようにすること。
- 公共用水域（水質汚濁防止法第二条第一項に規定する公共用水域をいう。）の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁にかかる水（その汚濁により汚染される水域の生活環境動植物を含む。）の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。

人や環境に悪影響を及ぼさないようにしなければならない

大阪府内では・・・

農地と住宅地や学校、病院などの施設が隣接しているところが多い。

このような場所で農薬を散布した場合、飛散し、トラブルとなることが多い。



農薬取締法等の基本的なルールを遵守するほか、住宅地における、農薬飛散による被害防止対策の実施が重要！

住宅地等における農薬使用について

(農林水産省消費・安全局長環境省水・大気環境局長 通知)

農薬は、適正に使用されない場合、人畜及び周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。特に、学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹並びに住宅地に近接する農地（市民農園や家庭菜園を含む。）及び森林等（以下「住宅地等」という。）において農薬を使用するときは、農薬の飛散を原因とする住民、子ども等の健康被害が生じないよう、飛散防止対策の一層の徹底を図ることが必要である。

府内は「住宅地等」に該当する場所が多いため、農薬飛散による被害を防止するためには、この通知の内容に従つて、防除する必要がある。

公園、街路樹等における病害虫防除にあたっての遵守事項

植栽の実施・更新の際には、病害虫が発生しにくい植物・品種を選定するように努める。

病害虫の発生有無に関わらず定期的に散布することをやめ、早期的に発生状況を把握することにより、部分的な剪定や捕殺等により対応できるように努める。

やむを得ず農薬を使用する場合でも、塗布や樹幹注入などを活用するか、散布する場合でも必要最小限の範囲でおこなうように努める。

散布は無風または風の弱いときに行うなど、近隣に影響の少ない天候や時間を選ぶ。また、飛散低減ノズルの使用につとめるとともに、風向き、ノズルの向きに注意する。

散布は事前に周辺住民等へ実施日時などを十分に周知する。特に近隣に化学物質に敏感な人が居住している場合は、十分配慮すること。

住宅地周辺の農地における病害虫防除にあたっての遵守事項

病害虫に強い品種の栽培、病害虫の発生しにくい適切な土づくり、物理的防除法の活用により農薬の使用回数を削減する。

粒剤などの飛散が少ない剤型の農薬を使用するか、液剤を散布する場合には飛散低減ノズルを使用に努める。

散布は無風または風の弱いときに行うなど、近隣に影響の少ない天候や時間を選ぶ。

また、飛散防止ノズルの使用につとめるとともに、風向き、ノズルの向きに注意する。

散布は事前に周辺住民等へ実施日時などを十分に周知する。特に近隣に化学物質に敏感な人が居住している場合は、十分配慮すること。

第3章 終了